

【令和6年度 様式】

令和6年度 市民部 行政運営方針

I 市民部 重点方針一覧

※政策分野と施策は第7次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	22 低炭素・循環型社会	1 環境負荷の低減
2		2 ごみの減量化
3		3 廃棄物の適正な処理
4	23 自然環境・生活環境	1 豊かな自然環境の保全
5		2 快適な生活環境の保全
6	25 生活・安全	1 交通・防犯体制の充実
7		2 市民相談・消費者保護の充実
8	26 地域防災	1 災害に強いまちづくりの推進
9		2 消防力の充実・強化
10	29 都市づくり	1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
11	33 住宅・住環境	1 空家等対策の推進
12	36 地域自治・コミュニティ	1 地域コミュニティへの支援
13	41 行政運営	3 行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ 重点方針 – 施策の方向性と内容 –

重点方針 No. 1	政策分野 22	低炭素・循環型社会	施策 1	環境負荷の低減	7 こころやからだに やさしい暮らしを つくるために 11 暮らしをよりよく する取り組み 12 つくる責任 つなぐ責任 13 自然環境に 配慮した計画を
	重点方針 －施策の方向性－	快適で豊かなくらしと「ゼロカーボンシティ会津若松」を実現できるよう、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする環境施策を推進し、自然・生活・経済の調和のとれたライフスタイルを実現します。			
	【重点的取組】 ① 市域における省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進 ゼロカーボンシティ会津若松の実現を目指し、地域の脱炭素化を積極的に進めていくため、国の選定を受けた「脱炭素先行地域」における各種事業に取り組みます。 再生可能エネルギーについては、第3期環境基本計画に基づき、環境に配慮するとともに、地域と合意形成が図られ地域課題の解決につながるような取組を推進します。 ② 市役所での省エネルギーや再生可能エネルギーの導入 「第4期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」に基づき、「脱炭素先行地域」の取組とあわせて、電気エネルギーを用いた設備・車への転換、再生可能エネルギーの最大限の導入などに向けた取組を進めます。 ③ 地球温暖化防止に向けた環境意識の高揚 環境への負荷低減を推進するため、第3期環境基本計画に基づき「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」による協働の取組や環境フェスタなどの環境啓発事業の展開や、住宅用太陽光発電システム等への補助金交付をとおして、環境意識の高揚を図ります。 【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 環境基本計画推進事業／環境生活課／229 万円 ② 脱炭素先行地域推進事業／環境生活課／7 億 478 万円 ③ 地球温暖化対策推進事業／環境生活課／14 万円		【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 市役所から排出される温室効果ガスの 2030 年度までの半減の達成に向け、全庁的に省エネルギーや資源循環等に取り組みます。 ② あらゆる主体が自然に、当たり前前に環境行動に取り組む「×（かける）環境アクション」の視点で各部局同士の連携を高め、分野横断的な視点を導入しながら計画を推進していきます。 ③ 地球温暖化防止対策や災害対策として、公共施設の新規建設・改修にあたっては、施設所管課及び公共施設管理課と連携しながら再生可能エネルギーの利用や省エネルギー型の設備導入を図るとともに、庁舎や公用車の管理を行う総務課、防災を所管する危機管理課等と電気自動車や充電設備の導入・活用を検討します。 ④ 再生可能エネルギー事業に伴う開発については、開発行為を所管する部局などとの連携を強化し、市民の皆様の安全・安心の確保や懸念の払拭など、事業者への助言等を行います。 ⑤ 「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」の枠組により、市民や事業者と連携しながら省エネ・電化・再生可能エネルギー地産地消等の推進を図ります。 ⑥ 会津若松商工会議所等と連携しながら、水素ステーションの導入及び利活用について検討していきます。 ⑦ 環境フェスティバルの開催により市民団体等と協働で環境活動の発表等を行い、環境意識の高揚を図ります。		

重点方針 No. 2	政策分野 22	低炭素・循環型社会	施策 2	ごみの減量化	    
	重点方針 －施策の方向性－	循環型社会の実現に向けた 3 R の取組の中で、そもそもごみが発生しないライフスタイルを目指し、2 R（リデュース、リユース）を重点的に推進していきます。また、リサイクルを継続して行うことにより、資源の有効利用とごみの最終処分量の減量化を図ります。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 令和 7 年度に向けた燃やせるごみ減量のための取組 「ごみ緊急事態宣言」により市民・事業者の皆様と危機意識を共有し、燃やせるごみの緊急減量期間中の目標である、令和 5 年度同期比 12% の削減を目指します。家庭への対策として、「全市一斉ごみ減量運動」におけるごみステーション立会い・排出説明の継続に加え、ごみ減量シンポジウム開催による意識啓発や、分別等を分かりやすく解説した「ごみ減量ガイドブック」の全戸配布等を行います。事業所への対策として、排出事業所・一般廃棄物収集運搬許可業者への訪問調査の継続に加え、会津若松地方広域市町村圏整備組合と連携した搬入検査や、商工業団体への啓発等を行います。また、並行してごみ処理有料化の検討についても継続していきます。		① 緊急減量化対策事業／廃棄物対策課／691 万円 ② 分別資源物回収事業／廃棄物対策課／3 億 128 万円 ③ ごみ減量化推進事業／廃棄物対策課／1,618 万円 ④ 学校給食生ごみリサイクル事業／廃棄物対策課／871 万円		
② 3 R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再資源化）の推進と、ごみの出ないライフスタイルの実現 「ごみ緊急事態宣言」での目標を達成するため、家庭では(ア)食品ロス発生防止と消滅型生ごみ処理容器「キエーロ」による生ごみの削減、(イ)まだ使える不用品の譲渡・売却、(ウ)古紙・プラスチック製容器包装・古着の分別・資源化、事業所においては、(エ)古紙の再資源化、(オ)食品ロス対策に、市民の皆様や事業者の方々々と市が一体となって取り組みます。また、ごみの出ないライフスタイルの実現に向けて、地域の資源物集団回収団体、3 R に取り組む事業者や市民団体、個人の方々々と連携していきます。		【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 教育委員会と連携し、小中学生へのごみ減量意識を啓発するため、ごみ処理施設見学や出前講座の積極的な受け入れ、授業への資料の提供、「キエーロ」学習会の開催などを実施します。 ② ごみ情報紙の発行や「全市一斉ごみ減量運動」を通して、市民の理解と協力を得ながら、燃やせるごみ削減に取り組みます。 ③ 商工業団体や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し「事業系ごみガイドブック」を活用した事業系ごみの適正排出を促します。 ④ スーパーなどの販売店と連携し、簡易包装や店頭回収の取組・課題等を調査し、ごみの減量に繋がります。また、AiCT コンソーシアムなどの先導的な取組を行う事業者、民間団体等と連携し、3 R に取り組みます。 ⑤ 奨励金の交付や活動への助言により、資源物回収実施団体を支援するとともに、新たな団体の創出に向け、活動の意義や利点などを幅広く広報します。			

重点方針 No. 3	政策分野 22	低炭素・循環型社会	施策 3	廃棄物の適正な処理	  
	重点方針 －施策の方向性－	廃棄物の収集運搬の充実、広域的な廃棄物処理及び廃棄物処理施設の高度化などの取組により、効率的な廃棄物処理を推進します。			
	【重点的取組】 ① 廃棄物収集運搬体制の充実 良好な生活環境の維持のため、生活系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）や、し尿の安定的な収集運搬体制を維持するとともに、将来の労働人口の減少を見据えた持続可能な業務体制を整備するため、車両運行管理システムの導入など業務の効率化を図ります。 し尿くみ取りについて、事業者への支援や適正な受益者負担を踏まえた清掃手数料の検討など、安定的な運営を図る取組を進めます。 ② 災害廃棄物の適正、円滑、迅速な処理に備えた取組 災害廃棄物処理計画や初動対応手順書に基づき、市民の皆様や事業者の方々への周知、職員をはじめとした関係者の訓練など、迅速な初動対応のための平時の取組を進めていきます。 特に、発災時の速やかな仮設トイレの設置とし尿くみ取り体制の構築、災害廃棄物仮置場の設置について重点的に検討します。 ③ マテリアルリサイクル推進施設整備検討への参画 現在、会津若松地方広域市町村圏整備組合において整備検討が進められているマテリアルリサイクル推進施設については、本市のごみの分別や収集方法、財政負担等に与える影響が大きいことから、整備の検討に積極的に参加し、民間委託も含めた施設のあり方や規模、整備時期、財政負担の縮小・平準化等について協議していきます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 廃棄物収集運搬処理事業／廃棄物対策課／ 3 億 7,161 万円 ② し尿くみ取り事業／廃棄物対策課／ 1 億 7,096 万円 ③ 会津若松地方広域市町村圏整備組合衛生事業負担金／廃棄物対策課／11 億 8,730 万円 【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 毎年度、災害廃棄物処理に関する業務分担表や緊急連絡網、仮置場候補地リストなどを更新することで、庁内の連携体制を更新し、発災時の迅速な対応に備えます。 ① 災害廃棄物の処理について、市の総合防災訓練の機会を通して、社会福祉協議会と災害ボランティアへの情報伝達の連携体制の構築に取り組みます。 ② 発災時に備えて、資機材のリース会社や、し尿くみ取り委託・許可事業者、産業廃棄物も含めた収集運搬・処理業の許可事業者、建物解体事業者等と、平時から、連絡体制の構築、情報交換、発災時対応の事前協議などに取り組みます。		

重点方針 No. 4	政策分野 23	自然環境・生活環境	施策 1	豊かな自然環境の保全	 
	重点方針 －施策の方向性－	自然環境の保全に関する意識啓発を行うとともに、様々な主体と環境保全につながる取組を推進します。			
	【重点的取組】 ① 野生生物生息環境の保全 自然環境教室の開催や市政だより等による身近な生き物の紹介により、生物多様性保全の啓発を行うとともに、野生生物の生息状況調査について、各種団体や学校等と連携し、市民の野生生物保護の意識啓発につながる調査方法等を検討します。 また、近年増加している再生可能エネルギー事業に伴う環境影響評価の手続きにおいては、事業者へ生息環境等への配慮を要請するなど、野生生物生息環境の保全に努めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 野生生物生息環境保全事業／環境生活課／15 万円 ② 猪苗代湖環境保全推進事業／環境生活課／159 万円 【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 工事や除草等を行う農林課やまちづくり整備課などの所属と、絶滅危惧種をはじめとした希少な野生生物の生息地等の情報を共有し、生息環境の保全を図ります。 ② 再生可能エネルギー事業に伴う開発については、自然環境や生活環境を保全できるよう、関係各課や関係機関等と連携して、事業者との協議、あるいは助言・指導を行います。 ③ 猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会など、庁内関係課が関わる猪苗代湖利活用関係団体との連携強化を図ります。 ④ 下水道施設課と連携し、環境保全意識を高めていくことにより、農業集落排水処理施設や、高度処理浄化槽の推進を図ります。 ⑤ 野生生物の生息状況調査について、野生生物等に関連する各種団体や学校等と連携し、調査方法について検討します。 ⑥ 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会等における清掃活動等では、市民ボランティアの参加を呼びかけ、猪苗代湖の環境保全に努めていきます。 ⑦ 猪苗代湖のラムサール条約湿地登録にあたっては、周辺地域住民や各種団体と協議をしながら進めます。		

② 猪苗代湖等の環境保全の推進
 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会や猪苗代湖環境保全推進連絡会を中心に、市民ボランティアや民間団体等の参加をいただきながら、湖岸清掃や砂浜清掃等を継続して実施するとともに、写真コンテスト、子ども交流会の開催、広報紙「湖美来通信」の発行等により環境保全意識の高揚と活動への参加を呼びかけていきます。
 また、県や猪苗代湖岸の郡山市、猪苗代町と連携して、猪苗代湖のラムサール条約（※1）湿地登録を目指すとともに、水質改善や湖水利用に関する安全性確保等、猪苗代湖に関する課題解決に向けた取組を推進します。

※1 ラムサール条約
 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。「湿地の保全・再生」と「賢明な利用」を目的としており、そのために「交流、学習の推進」を進めることとしている。

重点方針 No. 5	政策分野 23	自然環境・生活環境	施策 2	快適な生活環境の保全	6 安全な水とトイレ を整備する 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	重点方針 －施策の方向性－	良好な環境の中で快適に生活ができるよう、市民の参画のもと公害防止と生活環境の保全、まちの美化を推進します。			
	【重点的取組】 ① 公害の未然防止に向けた各種環境調査等の実施 騒音や悪臭、地下水水質等の調査を継続的に実施するとともに、事業所等への周知やパトロールにより公害の発生を未然に防止します。 また、環境放射線の状況を公表し、市民の不安払拭に努めます。 ② 都市型・生活型公害対策の推進 野焼きや近隣騒音、生活排水による河川の汚濁等、生活様式の変化等により増加した都市型・生活型公害については、個人や事業者が発生源にも被害者にもなる可能性があることから、環境に配慮した生活を心がけるよう啓発を行います。 ③ 市街地における鳥害対策の実施 カラスやムクドリ等の鳥害に苦慮する町内会等に対して、追払いのための物品貸し出しや職員派遣のサポートを行います。また、習性を踏まえた効果的な追い払いの方法等について、ホームページ等で周知するとともに、会津大学等と連携し、鳥害の発生予測手法を含め、より効果的で新たな追払いの方法等について調査・研究を行います。 ④ ポイ捨てや不法投棄対策等のまちの美化推進 各地区の環境美化推進協議会や生活環境保全推進員、不法投棄監視員と連携した清掃美化活動や見回り、啓発などを通して、犬ふんやポイ捨て、不法投棄のない生活環境を保全します。あわせて、地域の特性に合った効率的な制度のあり方を検討します。 また、町内会のごみステーションの整備・改修を支援し、動物による被害や飛散がない衛生的な環境整備を推進します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 生活環境対策事業／環境生活課／436 万円 ② ごみステーション美化事業補助金／廃棄物対策課／200 万円 【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 大気汚染の注意報や水質事故等の発生時には、県、消防本部の他、関係施設を所管する各所属などと連携し、必要に応じて市民に注意喚起の広報を行うほか、影響拡大防止の措置を行います。 また、環境調査等についても、飲用地下水を所管する健康増進課や上水道を所管する上水道施設課、廃棄物処理を行う廃棄物対策課などからの情報を整理し「会津若松市の環境」にまとめ、ホームページ等で情報提供します。 ② 市街地における鳥害対策については、追い払いのための物品貸し出しや職員派遣のサポートを行うほか、習性を踏まえた効果的な追い払いの方法等について、ホームページ等で周知しながら、町内会等と連携して対応していきます。また、会津大学等と連携し、新たな追払いの方法等について調査・研究をしていきます。 ③ 各地区の環境美化推進協議会や生活環境保全推進員、不法投棄監視員と連携し、環境美化や市民のマナー意識の啓発、見回り等による不法投棄やポイ捨ての未然防止を図っていきます。		

重点方針 No. 6	政策分野 25	生活・安全	施策 1	交通・防犯体制の充実	  
	重点方針 －施策の方向性－	警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。			
	【重点的取組】 ① 交通安全対策の推進 「第 11 次会津若松市交通安全計画」に基づき、関係機関・団体等と連携しながら、各種交通安全対策を実施します。 交通教育専門員による交通安全教室や立しよ活動等を通じて、児童・生徒等の交通事故防止に努めるとともに、高齢者のサロン等地域の集まりの機会における交通安全教室を開催し、高齢者の交通事故防止を推進します。 また、横断歩道の「歩行者優先等の徹底」や「手上げ横断」の推進、モデル横断歩道での自動車運転者への啓発活動、さらには高校生などを対象に警察や高等学校と連携したヘルメット着用の啓発活動に取り組めます。 ② 防犯対策の推進 地域防犯団体等で構成する防犯協会連合会の活動を支援するとともに、警察や関係機関・団体等と連携した防犯啓発を推進します。 自転車盗難防止対策として、自転車マナーアップ街頭指導の際、チラシや呼びかけによるツーロック啓発活動を実施します。 また、防犯灯設置補助金により、町内会が設置・管理する防犯灯の L E D 化を支援することで、夜間における犯罪発生の抑制と安全確保を図るとともに、消費電力の削減に努めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 交通安全推進事業／危機管理課／108 万円 ② 交通教育専門員事業／危機管理課／464 万円 ③ 防犯灯設置等補助事業／危機管理課／2,360 万円 【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 建設部・教育委員会をはじめ警察や交通安全協会と連携し、町内会等からの交通環境改善要望への対応及び通学路の交通・防犯対策に努め、また、関係機関・団体等と連携し、市内の大型小売店にて、高齢者を対象とした「交通安全」の街頭啓発を実施します。 ② 駅前駐輪場等の環境美化及び防犯対策については、建設部や観光商工部と連携し、放置自転車の撤去を行うほか、警察や防犯協会等と連携し、防犯設備の設置及び巡回強化に取り組めます。		

重点方針 No. 7	政策分野 25	生活・安全	施策 2	市民相談・消費者保護の充実	  
	重点方針 －施策の方向性－	市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。			
	【重点的取組】 ① 消費者保護の推進 消費者トラブルの未然防止や複雑多様化する相談等に的確に対応するため、警察署等と「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」との情報共有とともに、学校へのチラシ配布や出前講座、相談窓口となる消費生活センター及び消費者ホットラインの周知に努めます。 特に、近年、被害が増加傾向にある高齢者等の被害防止に向けて、より迅速かつ確実な相談体制を構築するため、消費者安全確保地域協議会を設置し、地域における見守りを強化します。 また、消費生活相談員の研修参加による相談体制の強化を図るとともに、消費生活講座や出前講座等を実施し「エシカル消費」を安全で安心な消費活動につなげていきます。さらに、国が進めるデジタル化に対応した相談業務等について検討します。 ② 市民相談体制の充実 毎月開催している無料相談会については、弁護士会や司法書士会、行政書士会等関係機関と連携しながら、引き続き相談体制の充実と周知に努めます。 ③ 人権が侵害されることのない社会づくり 不当な差別、偏見等の相談について、人権相談の窓口である法務局が実施している無料相談会や電話相談の周知に努めます。また、犯罪被害者等支援窓口寄せられた相談や問い合わせに対し、県・警察等の関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等見舞金の支給など必要な支援を行います。				【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 消費者保護／環境生活課／820 万円 ② 市民相談[無料法律相談・一般相談]／環境生活課／66 万円 ③ 犯罪被害者等支援事業／環境生活課／137 万円 【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 庁内 30 箇所に設置しているなりすまし詐欺相談窓口や多重債務者対策庁内連絡会議等による庁内での情報共有とともに、警察等との街頭啓発やホームページ等を活用した注意喚起など、被害防止に向けた取組を行います。 ② 地域福祉課や高齢福祉課、障がい者支援課と連携した消費者安全確保地域協議会を設置し、地域での高齢者等の消費者被害の情報について、部局間での共有を図ります。 ③ 犯罪被害者の方やそのご家族への支援について、庁内関係課長会議の開催や職員研修を行い、情報共有を図ります。 ④ 複雑多様化する相談に適切に対応するため、弁護士会や司法書士会、行政書士会、社会福祉協議会等との連携強化を図ります。 ⑤ 市政だよりや警察等との街頭啓発活動による人権相談会等の周知に努めるとともに、市民講演会を開催し犯罪被害者等への支援に対する意識と理解の浸透を図ります。



重点方針 No. 8	政策分野 26	地域防災	施策 1	災害に強いまちづくりの推進
	重点方針 －施策の方向性－	地域防災計画に基づき、自然災害に備えた住民意識の高揚、自主防災組織の充実及び高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に対する支援体制づくりを進めます。また、避難所となる小中学校や防災倉庫等への災害備蓄の推進、ICT を活用した情報連絡網の整備、多様な民間事業所等との災害時応援協定の締結などに取り組みます。		
	【重点的取組】 ① 防災体制の構築 地域防災計画、水防計画、国民保護計画などの各種計画について、国、県計画の変更を踏まえて修正するとともに、令和7年度の地域防災計画の全面改訂に向けて、住民アンケートや地域の意見交換会、ワークショップを開催し、地域防災の現状や課題の把握を進めます。 ② 自助・共助の促進への取組 今年度から防災対策普及員を2名に増員し、プッシュ型の防災出前講座や伴走型の自主防災組織の設立並びに活動支援など、地域防災力の強化を図ります。 引き続き、防災士と連携した防災リーダー育成事業を実施し、地域防災リーダーの活躍の場をつくるとともに、県防災アプリをはじめとするデジタル防災サービスの利用普及に努め、ICTを活用した自助・共助の防災力向上に取り組みます。 高齢者や障がいのある人などの個別避難計画の策定を進め、各地区との対話を通じながら、避難支援体制の構築を図ります。 ③ 公助に関する取組 毛布や簡易トイレに加え、今年度より食糧品（レトルト米、パン、ミルク）の備蓄を計画的に進めます。 また、情報伝達手段の重層化を図るため、令和6年度から2カ年にわたり、防災行政無線等の整備を進めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 防災対策事業費／危機管理課／4,245万円 ② 防災対策事業費（政策）危機管理課／2,965万円 ③ 防災訓練事業費／危機管理課／284万円 【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 各種計画の変更・修正や市総合防災訓練について、全庁的に取り組みます。 ② 健康福祉部と連携し、個別避難計画の策定と実効性の向上に取り組みます。 ③ 地域防災計画の全面改訂に向けて、町内会や関係団体等とともに地域防災の現状と課題の把握に取り組みます。 ④ 自主防災組織の設立支援など、地域で支え合う防災の仕組みづくりについて、市民や町内会とともに取り組みます。	

重点方針 No. 9	政策分野 26	地域防災	施策 2	消防力の充実・強化	
	重点方針 －施策の方向性－	市民等を火災・自然災害から守るため、広域的な常備消防体制と緊急搬送体制の維持・強化を図ります。 また、火災発生の予防に努めるとともに、消防団活動や消防施設・設備の充実、消防水利の確保等による消防力の充実・強化を図ります。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 消防署との連携強化 消防団並びに消防署が連携して、林野火災防ぎょや文化財防ぎょ等の各種訓練を実施することで、消防体制の連携強化に取り組みます。		① 消防団管理運営事業／危機管理課／13,392万円		
	② 消防団の機能強化 「消防団のあり方に関する検討委員会報告書」に基づき、班及び消防屯所の再編について分団や地区と協議を進めるとともに、複数回に渡る技術講習会を開催し、団員の消防技術の維持・向上を図ります。		② 消防施設整備事業／危機管理課／6,740万円		
	③ 消防団の消防施設・設備などの充実 消防屯所の修繕や消防ポンプ自動車等の配備、消火栓の修繕など、消防施設・設備の整備とともに、消防団の装備の充実に向けて計画的に取り組みます。 また、町内会等が所有する消防施設の老朽化に伴い、解体撤去が必要な場合においては、その解体撤去費用を補助することにより町内会の住環境の向上と消防団の効率的な運営を図ります。		【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】		
	④ 火災予防活動の充実 市政だよりやリーフレット等を通じ、住宅用火災警報器や消火器等の設置を促し、消防団による夜間警戒活動や広報活動に加え、消防署や消防協力会などと連携しながら火災予防の啓発活動に取り組みます。		① 広域整備組合が策定した「第2次消防施設整備計画」に基づく施設更新や統廃合・長寿命化工事について、関係機関と連携・協議し、適正な事業執行になるよう努めます。		
			② 上下水道局と連携し、消火栓の修繕など消防水利の適切な維持管理と計画的な更新に取り組みます。		
			③ 福島県消防協会会津若松支部や会津若松市消防協力会と連携し、教育訓練や活動支援による消防団の機能強化に取り組みます。		
			④ 消防協力会や会津若松商工会議所をはじめとする経営者団体と連携し、消防団活動を支援する消防団協力事業所の表示制度や「がんばれ！消防団員」サポート事業等を市内の事業所に対し周知し、消防団活動への理解と団員確保を図ります。		

重点方針 No. 10	政策分野 29	都市づくり	施策 1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進 
	重点方針 －施策の方向性－	適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。		
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）	
	① 分かりやすい住居表示の推進 第 26 次住居表示整備事業として、以下の区域について、令和 6 年 10 月 21 日の住居表示の実施に取り組みます。 ○ 実施区域 門田町大字飯寺字村西の一部、門田町大字飯寺字村東の全部、門田町大字飯寺字上川原の一部、門田町大字日吉字丑淵の一部、門田町大字徳久字竹之元の一部 （国道 401 号と J R 只見線に囲まれた区域の一部） ○ 実施区域の新町名 飯寺南一丁目、飯寺南二丁目、飯寺南三丁目、飯寺南四丁目 これまでの取組 ・ 第 23 次 平成 25 年 8 月 19 日 実施（対馬館町） ・ 第 24 次 平成 28 年 8 月 8 日 実施 （幕内南町、飯寺北一丁目、住吉町） ・ 第 25 次 令和 2 年 10 月 19 日 実施（飯寺北一・二・三丁目）		① 住居表示整備事業／市民課／4,968 万円 【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 多数の市民の住所が変更となることから、庁内関係部局をはじめ、法務局、郵便局等の関係機関とも十分な協議と調整を行い、市民生活に支障が生じることがないように事業を進めます。	

重点方針 No. 11	政策分野 33	住宅・住環境	施策 1	空家等対策の推進 
	重点方針 －施策の方向性－	第2期空家対策計画に基づき、防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生未然防止に取り組みます。		
	【重点的取組】 ① 空家等対策の推進 ○適正な管理の推進 第2期空家等対策計画に基づき、適正に管理されていない空家の状況把握と、所有者等への適正管理の働きかけを行います。 ○発生抑制対策 所有者等に対し、空家の未然防止に関する啓発や、各種相談窓口上空家に関する啓発冊子の配置を行い、空家の発生抑制を推進します。 ○利活用対策 空家等所有者の意向に応じた情報提供や利活用の働きかけを進めるとともに、不動産業界等と連携した市場流通を推進します。 また、解体撤去補助金及び改修支援補助金により、空家の解消と利活用を推進します。 ○適正に管理されていない空家等の対策 周辺に著しい影響を及ぼしている空家等について、空家特措法に基づく特定空家等に指定し、段階的な行政措置を行うとともに、急迫した危険な空家等については、応急措置条例に基づき対応します。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 空家対策事業／危機管理課／1,471万円 【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 企画政策部（地域づくり課）と連携し、子育て世代等の移住促進と併わせ空家等の解消に取り組みます。 ② 建設部と連携し、危険空家等の応急措置の対応や、改正空家法の対応検討を進めます。 ③ 財務部と連携し、所有者不存在の空家等について、その解消に向けて相続財産管理人制度の活用について検討してまいります。 ④ 区長会や警察、消防、県関係機関、建築・不動産関係者等から構成される空家等対策協議会において、空家対策に係る情報の共有と専門的知見からの意見聴取を行い、空家等の解消に向けた各種対策を推進してまいります。 ⑤ 町内会と連携し、空家等の実態把握や、所有者等への適正管理に向けた意識啓発を継続して取り組みます。 ⑥ 官民連携による空家の啓発冊子を作成し、空家の発生抑制に努めます。	

重点方針 No. 12	政策分野 36	地域自治・コミュニティ	施策 1	地域コミュニティへの支援	 
	重点方針 －施策の方向性－	地域コミュニティ活動を活発にするため、市民の地域コミュニティ活動への参加意識を醸成し、自治による自主自立のまちづくりを進めます。また、町内会をはじめとした地域の団体の活動の活性化及び組織力の強化を支援していきます。			
	【重点的取組】 ① 区長会や関係団体との連携強化 地域コミュニティの基礎である町内会活動の促進に向けて、区長会が実施する町内会一斉清掃など区長会活動と事業運営への支援と町内会の加入促進に向けた取組を継続して行います。 また、市が区長に依頼している各種事項について、区長の事務負担軽減に繋がる方策を調査結果を踏まえながら検討します。 加えて、住みよいまちづくりを行う道しるべとして制定された「市民憲章」への理解が深まるよう、現在の生活スタイルに合わせた取組を市民憲章推進委員会と連携して進めます。		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額） ① 町内会活動事業／環境生活課／4,312万円 ② 区長会補助事業／環境生活課／1,031万円 ③ 市民憲章推進事業／環境生活課／73万円 ④ コミュニティセンター運営事業／環境生活課／5,754万円 【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 町内会活動に関連する市の事業等の情報を集約した「町内会活動ガイドブック」を区長等に送付し、町内会からの相談等に円滑に対応できるよう、関係部局との連携と情報の共有を図ります。 ② コミュニティセンターが、地域のコミュニティ活動や課題解決に取り組む地域づくり活動の拠点として活発に利活用されるよう、地域おこし協力隊を所管する地域づくり課や関係部局と連携した取組の推進を図ります。 ③ 市区長会並びに県宅地建物取引業協会会津若松支部と連携・協力しながら、町内会活動の活性化や町内会への加入促進を図る取組を継続して行います。 ④ 市民憲章推進委員会が主催する各種事業に協力し、市民の皆様自らがまちづくりに取り組む意識の醸成を図ります。		

重点方針 No. 13	政策分野 41	行政運営	施策 3	行政サービスの最適化と利便性向上	   
	重点方針 －施策の方向性－	行政事務について、ＩＣＴを有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、行政サービスのデジタル化・最適化を目指します。また、窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、ＩＣＴの活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。			
	【重点的取組】		【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）		
	① 行政サービスのデジタル化の推進 ○ 令和 6 年 12 月 2 日に、健康保険証の新規発行が廃止されることに伴い、マイナンバーカード（以下、カード）の健康保険証利用ニーズが高まることへの取組として、これまでカードの交付申請に至らなかった福祉施設利用者等に対する申請支援に注力するなど、マイナンバーカードのさらなる保有率向上に努めていきます。 ○ タブレット等での受付による書かない窓口やインターネットを利用したオンライン転出に加えて、出生届のオンライン窓口予約の利用促進など、窓口サービスのさらなるデジタル化を進めていきます。		① マイナンバーカード交付事業／市民課／8,320 万円 ② 自動交付サービス事業／市民課／1,298 万円 ③ 簡単ゆびナビ窓口事業／市民課／ 902 万円 ④ 新斎場整備費／市民課／4,006 万円		
	② 各種手続における利便性・快適性の向上 コンビニエンスストアでの各種証明書等の交付や、市役所窓口における「タッチパネル端末による受付」・「タブレット端末による申請書記載不要の受付」、繁忙期の休日開庁・窓口時間延長などを継続するとともに、キャッシュレス決済を導入するなど、各種手続におけるさらなる利便性の向上を図ります。		【部局間連携】または【市民協働・官民連携等】 ① 行政サービスの更なる利便性向上のため、支所・市民センター、健康福祉部等と連携を図っていきます。 ② 新斎場整備について、建設部と連携を図りながら進めるとともに、基本計画策定において民間活力導入可能性の調査を実施します。		
	③ 斎場の長寿命化と整備に向けた取り組み 斎場火葬炉設備長寿命化方針に基づく斎場火葬炉の長寿命化対策と、火葬・収骨業務のアウトソーシングによって、引き続き安定的な施設運営と市民サービスの提供に努めます。 また、老朽化が進む斎場の整備に向け、昨年度策定した「新斎場整備基本方針」を踏まえ、新斎場が備えるべき機能、施設規模及び最適な事業手法等をまとめた「新斎場整備基本計画」の策定を進めます。				